

●AirWair 事件

東京地裁 令和 5 年 3 月 24 日		<p>判決要旨：</p> <p>原告商標 1 と被告標章對比部分（被告標章のうち「Ai」を除いた部分＝視認できる部分）は、外観、称呼及び観念において類似するものと認められるなどとして、被告標章が付された被告商品 1 の販売等は原告商標権 1 を侵害すると判断された（商標権侵害）。また、靴の外周に沿ってアッパーとウェルトを縫合している糸がウェルトの表面に一つ一つの縫い目が比較的長い形状で露出し、かつ、ウェルトステッチに明るい黄色の糸が使用されており、黒色のウェルトとのコントラストによって黄色のウェルトステッチが明瞭に視認できるという原告商品の形態は、原告の商品の出所を表示するものとして広く認識されていたなどとして、これと形態の類似する被告商品 2 の販売等は、原告の商品と混同を生じさせる行為に当たると判断された（不競法違反）。</p> <p>コメント：</p> <p>原告は「Dr. Martens」「ドクターマーチン」のブランドの靴等を販売する英国法人である。被告標章は原告商標とは異なり、実際には「Ai」の部分が隠れて見えないが、それでも両者は外観、称呼、観念において類似するとされている。</p>
当事者	<p>原告：エア・ウェア インターナショナル リミテッド</p> <p>被告：(株)エムティ企画</p>	
対象商標	<p>原告商標</p> <p>1. </p> <p>2. WITH BOUNCING SOLES (標準文字)</p> <p>原告商品</p>  <p>被告標章</p>  <p>被告商品</p> <p>1  2 </p>	
結論	<p>侵害</p> <p>(商標法 36 条 1 項、不競法 2 条 1 項 1 号等)</p>	